

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	1-17
許認可等の種類	信用業務を営む銀行等の子会社化の認可			
根拠法令条例等・条項	水産業協同組合法第87条の3			
許認可等の概要	漁業協同組合連合会が、信用業務を営む銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、信託専門会社を子会社とするときの認可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】水産業協同組合法第87条の3 (別紙)			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(過去に申請実績がないため)			
期間の制定根拠	—			

所管課名	園芸畜産課	整理番号	1-17
------	-------	------	------

審査基準
(未設定の場合は
その理由)

【参考】水産業協同組合法第87条の3

(子会社の範囲等)
第八十七条の三 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社(第九十二条第一項において準用する第十一号の六第二項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)としてはならない。
一 銀行法第二十一条に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務を営むもの
二 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第二項に規定する資金移動業者のうち、資金移動業(同条第二項に規定する資金移動業をいう。)その他主務省令で定める業務を専ら営むもの
三 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業(同法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。次項において同じ。)のほか、同法第二十五条第一項第一号から第八号までに掲げる行為を行う業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの(次項において「証券専門会社」という。)
四 金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業(同法第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。)のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの(次項において「証券仲介専門会社」という。)
イ 金融商品取引法第二十一条第一号に掲げる行為
ロ 金融商品取引法第二十七条に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売上の委託の媒介(ハに掲げる行為に該当するものを除く。)
ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介
ニ 金融商品取引法第二十一条第二号に掲げる行為
四 信託業法第二条第二項に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営むもの(次項第六号において「信託専門会社」という。)
五 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては主として当該連合会、その子会社(第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。第九項において同じ。))その他これらに類する者として主務省令で定めるものの行う事業又は営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。
イ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの 当該会社の議決権について、当該連合会の証券子会社等が合算して、当該連合会又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。))が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有し、かつ、当該連合会の信託子会社等が合算して、当該連合会又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。))が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有し、かつ、当該連合会の信託子会社等が合算して、当該連合会又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。))が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有しているもの
ロ 証券専門関連業務を営むもの(イに掲げるものを除く。)) 当該会社の議決権について、当該連合会の証券子会社等が合算して、当該連合会又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。))が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有しているもの
ハ 信託専門関連業務を営むもの(イに掲げるものを除く。)) 当該会社の議決権について、当該連合会の信託子会社等が合算して、当該連合会又はその子会社(信託子会社等及び信託子会社等を除く。))が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有しているもの
六 新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社(当該会社の議決権を、当該連合会の子会社のうち前号に掲げる会社で主務省令で定めるもの(次条第三項において「特定子会社」という。))以外の子会社又は当該連合会が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超過して有していないものに限る。
七 前各号に掲げる会社のみを子会社とする私的独占禁止法第九条第四項第一号に規定する持株会社で主務省令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)
2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 従属業務 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の行う事業又は前項第一号から第四号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの
二 金融関連業務 第八十七条第一項第三号若しくは第四号の事業、有価証券関連業又は信託業(信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。第四号において同じ。))に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの
三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの
四 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの
五 証券子会社等 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の子会社である次に掲げる会社
イ 証券専門会社又は証券仲介専門会社
ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社
ハ その他の会社であつて、当該連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの
六 信託子会社等 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の子会社である次に掲げる会社
イ 前項第一号に掲げる銀行(以下この号において「信託兼営銀行」という。)
ロ 信託専門会社
ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社
ニ その他の会社であつて、当該連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの
3 第十七条の十四第三項の規定は、第一項の連合会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第八十七条の三第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と読み替えるものとする。
4 第一項の連合会は、子会社対象会社のうち、同項第一号から第五号まで又は第七号に掲げる会社(従属業務(第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第九項並びに次条第一項において同じ。))又は第八十七条第一項第三号若しくは第四号の事業に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該連合会の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。))を除く。以下この条において「認可対象会社」という。を子会社しようとするときは、第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第三項又は第九十二条第五項において準用する第六十九条第二項の規定により第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第二項に規定する信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。
5 前項の規定は、認可対象会社が、第一項の連合会又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により当該連合会の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該連合会は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とすることについて行政庁の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。
6 第四項の規定は、第一項の連合会が、その子会社として同項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。))に該当する子会社しようとするときについて準用する。
7 第一項の連合会は、第四項の規定により認可対象会社を子会社しようとするとき、又は前項の規定によりその子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。))に該当する子会社しようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。
8 第一項の連合会が認可対象会社を子会社として同項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。))に該当する子会社しようとするときは、総会に報告しなければならない。
9 第一項第五号又は第四項の場合において、会社が主として連合会、その子会社その他これらに類する者として主務省令で定めるものの行う事業若しくは営む業務又は連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。
10 連合会が第八十七条第六項の規定により信託業務に係る事業を行う場合における第一項第五号の規定の適用については、同号イ及びハ中「当該連合会の信託子会社等が合算して、当該連合会又はその子会社」とあるのは、「当該連合会又はその信託子会社等が合算して、当該連合会の子会社」とする。